

2022(令和4)年7月、8月の大雨及び台風14号・15号により  
被災された入学予定者の皆さまへ

この度の自然災害により被害を受けられた皆さまとご家族の皆さまに、心からお見舞い申し上げます。本学では風水害や地震等の自然災害で被災された入学予定者の皆さまに対し、修学支援策として入学金返還、学費減免の申請を受け付けます。

○災害被災による入学金返還、学費減免措置について

本学では「神田外語大学 災害による被災学生の学費減免等に関する規則」に則り、下記条件を満たす入学者に対し、入学金返還、学費減免措置を実施します。

◆入学金返還、学費減免となる条件と限度額について

区分	被災内容	入学金 <sup>※1</sup>	授業料 <sup>※1</sup>
1	学費支弁者の死亡	全額を限度として返還	2分の1を限度額として免除
2	学費支弁者の行方不明	全額を限度として返還	2分の1を限度額として免除
3	家屋の全壊	全額を限度として返還	2分の1を限度額として免除
4	家屋の半壊	2分の1を限度額として返還	4分の1を限度額として免除
5	家屋の一部損壊	4分の1を限度額として返還	納入期限延期を認める <sup>※2</sup>
6	その他	被害の程度により、1～5の基準を限度として返還・免除を認めることがある	

※1：本制度は申請受付後、審査のうえ経済支援を行うものです。そのため、初年度学費等納入金（入学金および授業料等）は、各入試区分で定められた入学手続期間内に納入してください。支援が確定した後に該当の金額を返還します。

※2：「納入期限延期」は、入学年度の学費分納2回目（納入期限2023年8月末）に適用されます。

◆入学金返還、学費減免となる対象地域について

	災害等名称	適用日	地域(指定市町村詳細略)
1	令和4年7月14日からの大雨による被害	7月15日(全1報)	宮城県
2	令和4年8月3日からの大雨による被害	8月3日～8月9日 (全5報)	青森県・山形県・新潟県・石川県・福井県
3	令和4年台風14号による被害	9月17日～9月18日 (全7報)	山口県・高知県・福岡県・佐賀県・長崎県・ 熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県
4	令和4年台風15号による被害	9月23日(全1報)	静岡県

※：内閣府ホームページの「災害救助法の適用状況」に掲載されているPDFの中から、該当となる資料で対象地域を確認してください。

[https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\\_tekiyou.html](https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)

◆支援期間について

入学年度の1年間となります。

#### ◆入学金返還・学費減免方法

##### ①入学金の返還

被災状況により、入学手続き時に納入された入学金の全額、2分の1または4分の1の金額を返金します。

##### ②入学年度の学費の減免

被災状況により、入学年度分納2回目（納入期限2023年8月末）の学費請求金額から年間授業料の2分の1又は4分の1の金額を差し引いた金額を請求します。

※入学時に初年度学費等納入金を全納されている方は、年間授業料の2分の1、または4分の1の金額を返金します。

#### ◆申請方法・申請期限・提出先（郵送先）

##### 【申請方法】

次項の申請書類を簡易書留郵便で提出（郵送）してください。

##### 【申請期限】

2023年3月31日（金）必着

##### 【提出先（郵送先）】

〒261-0014 千葉県千葉市美浜区若葉1-4-1  
神田外語大学アドミッション&コミュニケーション部

#### ◆必要な申請書類

以下の①～⑤の書類を提出してください。

※審査の過程で追加書類を求める場合があります。

※④、⑤については対象の方のみ提出してください。

①「災害被災による学費減免願」（大学所定書式）

②市区町村発行の罹災証明書・被災証明書（コピー可）

③入学手続き時に納入した初年度学費等納入金の振込金領収書（コピー可）

④市区町村発行の戸籍抄本

※学費支弁者が被災により死亡した場合のみ提出してください。

⑤被災により行方不明となったことが確認できる書類

※学費支弁者が被災により行方不明になった場合のみ提出してください。

#### ◆審査結果通知

申請書類受領後、審査のうえ、結果を文書にてお知らせいたします。

#### ◆注意事項

①本制度は申請受付後、審査のうえ経済支援を行うものです。

入学手続については、各入学試験の所定の日時までに完了する必要があります。

②本制度でいう学費とは授業料を指します。

外国語学部：980,000 円

グローバル・リベラルアーツ学部：1,160,000 円

③入学年度の途中で休学・退学する場合には、経済支援額が変更となります。

④本制度の適用は、所定の申請書類に基づき審査のうえ決定します。

⑤提出いただいた申請書、罹災証明書等の申請書類は返却しません。

⑥本制度の申請のために提出された書類に記載されている個人情報、本制度の業務およびその関連業務のみに限り利用するものであり、その他の目的に使用することはありません。

⑦本制度の支援内容は、災害の規模や状況により変更が生じる場合があります。

◆問い合わせ先

神田外語大学アドミッション&コミュニケーション部

TEL. 043-273-2476（土日祝除く月～金 9:30～17:00）

\*年末年始期間（12月24日～1月4日）は受け付けておりません。